

プロバイダ提供条件書

タイプCプロバイダ		ベイ・コミュニケーションズ	
基本サービス (無料)	メール	最大提供メールアドレス数	5
		メールBOX容量	2GB※1
		メールアドレス	***.bai.ne.jp※2
	セキュリティサービス	メールウィルスチェック	<ul style="list-style-type: none"> メールウィルスチェックサービス
		迷惑メールフィルタ	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑メールフィルタリングサービス
		総合セキュリティソフト	カスペルスキー for ベイコム
	サポートサービス	リモートサポート	—
		訪問サポート	○※3
	IPv6		○※4
その他独自サービス		<ul style="list-style-type: none"> メール転送サービス Webメール ホームページ (100MBまで) Wi-Fiルータ※5 	
条 契 約	提供エリア (設置場所住所)	提携プロバイダの提供エリアに準ずる (市町村は、★の通り)	
	契約名義	個人/法人	
	年齢制限	— ※6	
プロバイダ開通案内 (会員登録証) の送付先		光回線設置場所住所※7	
プロバイダ窓口		ベイ・コミュニケーションズお客さまセンター 【受付時間】 9:00~20:00 【連絡先】 0120-40-1173	

★：大阪府大阪市福島区、西淀川区、港区、大正区、此花区、西区、浪速区、西成区、住之江区、北区/中央区の一部
 兵庫県尼崎市、西宮市、伊丹市 ※一部エリアを除きます。詳細な提供エリアは、上記プロバイダ窓口へお問い合わせください。

※1：メールの保存期間は、90日となります。

※2：Baycom光インターネット・Baycom ケーブルインターネットサービスをご利用の方が、「ドコモ光 タイプC」へ変更する場合は、

現在ご利用のメールアドレスおよびメールアドレスも継続して利用可能です。なお、Baycom光ZAQ/ZAQをご利用の方はメールアドレスおよびメールアドレスは変更になります。

※3：「ドコモ光 タイプC」を新たにお申込みされたお客さまを対象として、訪問サポートが初回のみ無料となります。また、無料範囲を超えたサポートを実施した場合はベイ・コミュニケーションズより料金を別途請求させていただきます。

※4：IPv6接続には、「IPv6申込書」を提出していただく必要がございます。また、お客さまご使用の宅内端末によっては、交換工事が必要な場合がございます。申し込み手順や、交換工事の有無、その他提供条件等の詳細については、上記プロバイダ窓口へお問い合わせください。

※5：無線ルータ内蔵ONUでの提供となります。Baycom光インターネットサービスから「ドコモ光 タイプC」への転用時において、無線ルータ内蔵ONUをご利用いただいているお客さまは継続してお使いいただけます。詳細は上記プロバイダ窓口へお問合せください。

※6：契約者が未成年の場合、親権者の同意が必要です。

※7：「ドコモ光 タイプC」を新たにお申込みされたお客さまには工事の際にお渡しします。

※ 本紙に記載の内容およびプロバイダ提供サービスの詳細は上記プロバイダ窓口へお問い合わせください。

プロバイダ提供条件書

プロバイダに関する説明事項

□「ドコモ光 タイプC」お申込み時の注意事項

- ご利用中のBaycom光インターネットサービスに各種キャンペーンを適用中の場合、「ドコモ光 タイプC」へ転用後、併用いただけません。「ドコモ光 タイプC」をご利用のお客さまは「ドコモ光 タイプC向け割引」が適用となります。
- Baycom光インターネットサービスから「ドコモ光 タイプC」への転用時には、既存サービスで設定されている違約金は発生いたしません。
- Baycom光TVサービス、電話サービス、その他オプションサービスはお客さまよりお申出のない限り、継続となります。ただし、転用したサービス以外のサービスを転用時に解約される場合は、バック解除料が必要です。
- 通信速度はベストエフォート型です。お客様のご利用環境、回線の混雑状況、ご利用時間帯によっては大幅に低下することがあります。
- ネットワークの輻輳状態が継続される事を避けるため、輻輳制御を行う場合があります。
- 本サービス用に使用する設備に対し、混雑の原因となる大量のトラフィックを発生させているお客さまに対し、帯域を制御すること等により本サービスの速度を制限することがあります。
- 本サービスの電気通信設備の保守または工事上やむを得ない場合等は、あらかじめお客さまに通知（ホームページ掲載等）して本サービス利用を中断することがあります。（緊急の場合は通知せずに中断することがあります。）

□「ドコモ光 タイプC」解約時（プロバイダ変更）の契約の扱いについて

- プロバイダ契約は解約となります。

□その他の注意事項

- 契約約款または規約に違反した場合は本サービスの利用を停止する場合があります。また、本サービスの利用を停止した行為が解消されない場合、本サービスを解約することがあり、その解約をNTTドコモが確認した日をもって、「ドコモ 光タイプC」の契約を解除します。その際、NTTドコモが別に定める解約手数料がかかります。
- 本サービスはドコモ光タイプC専用のサービスです。ドコモ光タイプA及びタイプBへのサービスは提供致しておりませんのでご注意ください。
- 各種サービス情報のほか、料金の変更などのベイコムから重要な情報を電子メール（本サービスでベイコムがお客さまに提供するメールアドレス宛）等にてご連絡する場合があります。各種機能・サービスに関する注意事項は当社ホームページ（<https://baycom.jp/>）を確認ください。
- ドコモ光を解約した場合は本サービスも解約となります。

※ 本紙に記載の内容およびプロバイダ提供サービスの詳細は、プロバイダ窓口へお問い合わせください。

【基本説明事項】

- 電気通信事業者の名称：株式会社ベイ・コミュニケーションズ
- 媒介等業務受託者の名称：株式会社NTTドコモ
- 電気通信事業者の連絡先：0120-40-1173 ※受付時間 午前9時～午後8時（年中無休）
- 媒介等業務受託者の連絡先：
 - 一般電話からの場合：0120-800-000 ※通話料無料 受付時間午前9時～午後8時（年中無休）
 - ドコモの携帯電話からの場合：（局番なし）151 ※通話料無料 受付時間午前9時～午後8時（年中無休）
- 電気通信役務の内容
 - 名称：Baycomドコモ光タイプCインターネット接続サービス
 - 種類：固定インターネット接続サービス
 - 品質：通信速度最大1Gbpsのベストエフォート型のサービスです。記載の速度は、理論上の最大接続速度でありインターネットご利用時の通信速度を保証するものではありません。また、インターネットご利用時の速度は、お客様のご利用環境や回線の混雑状況等により、低下する場合があります。
 - 提供を受けることができる場所：大阪府大阪市福島区、西淀川区、港区、大正区、此花区、西区、浪速区、西成区、住之江区、北区/中央区の一部
兵庫県尼崎市、西宮市、伊丹市 ※一部エリアを除く
 - その他の利用制限：利用者のうち、本サービスに使用する設備に対し、混雑の原因となる大量のトラフィックを発生させているお客様に対し、帯域を制御すること等により本サービスの速度を制限することがあります。
- 通信料金：ドコモ光の契約に準じます。
- その他の経費：ドコモ光の契約に準じます。
- 期間限定の割引の適用期間の条件：ドコモ光の契約に準じます。
- 契約解除・契約変更の連絡先及び方法：NTTドコモより手続きを行います。下記の連絡先にご連絡ください。
 - 一般電話からの場合：0120-800-000 ※通話料無料 受付時間午前9時～午後8時（年中無休）
 - ドコモの携帯電話からの場合：（局番なし）151 ※通話料無料 受付時間午前9時～午後8時（年中無休）
- 10）契約解除・契約変更の条件等：ドコモ光の契約に準じます。ドコモ光の契約解除に関する条件はNTTドコモへお問い合わせください。
 - 1）初期契約解除に関する事項：本契約により提供される電気通信役務は、初期契約解除の対象です。詳細はプロバイダよりお送りする契約書面をご確認ください。